標題

ホンコン籍船の船員居住設備について

ClassNK テクニカル インフォメーション

No. TEC-0552 発行日 2003年10月28日

各位

ホンコン政府より、船員居住設備について、現行のILO条約 No.92 に加え、ILO条約 No.133 も適用するよう通知がありましたので、お知らせいたします。弊会は同国籍に新たに登録される船舶の船員居住設備について、以下により検査を実施いたしますので、関連資料を最寄りの弊会支部・事務所までご提出下さい。

1. 適用等

(1) 新造船:

ILO 条約 No.92 及び No.133 に適合すること。 なお、既に弊会へ入級申請済みの新造船にあっては、ILO 条約 No.92 を標準とし、できる 限り ILO 条約 No.133 に適合すること。

- (2) 新たに同国籍に登録される就航船:できる限り ILO 条約 No.92 及び No.133 に適合すること。
- (3) 同条約に適合していない事項に対する免除の決定は、ホンコン当局が行う。

2. 提出図面

- (1) ILO条約No.92及びNo.133の適合性判断に必要な図面 (居室配置図、通風・空調装置、 居住区給排水管装置、照明装置、衛生設備等)
 - 各2部 (申請者返却用、弊会支部用)
- (2) 「居室配置図」の完成図
 - 各2部 (ホンコン当局送付用、弊会控用)

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 材料艤装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2020 Fax: 03-5226-2057 E-mail: eqd@classnk.or.jp

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により 発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。